

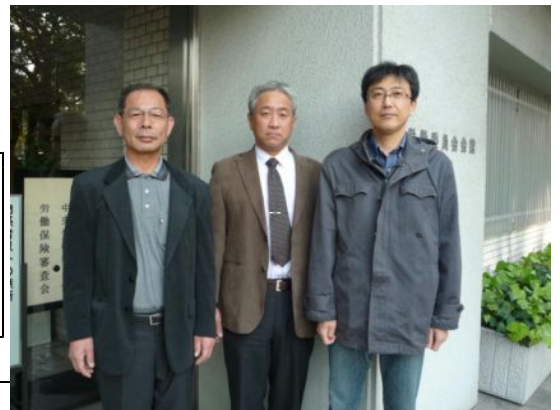
愛労委の不当命令を許さない！ 中労委に再申立する！！

3月30日、愛知県労働委員会は、平成20年（不）第9号不当労働行為救済申立事件（カット愛労委）に対して、不当な命令を下しました。

このカット愛労委は、平成19年年末手当14名、平成20年夏季手当カット14名、平成20年定期昇給カット6名がカットされたことは、加藤誠二さんへの不当解雇撤回ストライキの報復だとして、2008年10月10日、愛知県労働委員会に救済申立を行ったものです。

しかし、愛知県労働委員会は、会社側に広範な裁量権があることを理由にして、「管理者の指摘には根拠がある」としてボーナスカット・定期昇給カットを容認しました。

私たちは、この愛知県労働委員会の不当命令を断固許さない立場から4月11日、中央労働委員会に対して、下記の内容で再申立を行いました。



第1 再審査請求の趣旨

- 1 初審命令の主文を取り消す。
- 2 再審査申立人の本件救済申立に対し、救済命令を求める。

第2 再審査請求の理由

初審命令には、

- 1 再審査申立人（以下「組合」という。）の11月4日のストライキに対して、審査被申立人（以下、「会社」という。）が異常な嫌悪を示したことについて、会社の組合への対応やストライキ対象組合員らに対する威圧行為に対して、誤った判断をしていること。
- 2 社員の執務状況の把握等について、「管理者の取扱いに若干の差異が窺われている」と認定しながらも「社員の執務状況の把握が恣意的でずさんであるとまではいえない」と誤った判断をしていること。
- 3 減率等の適用の判断について、「他の組合別の本件減率等の適用に係わる人数等を明らかにしないとしても（略）恣意的とは認められず」「減率適用の判断基準が明らかにされていないとしても（略）公正公平になされていないとまではいえない」と誤った判断をしていること。
- 4 減率等の適用に係わる説明について、「本件組合員からその説明を求められた場合（略）会社側の態度は相当ではない」と認定しながらも「会社の不当労働行為意思を有していたとは認められない」と誤った判断をしていること。

さらに、苦情処理会議において、会社から減率等の適用に係わる説明がなされていないことについて判断がなされていないこと。

- 5 主任レポートや時系列等報告書について誤った判断をしていること。

等などの誤りがあり、到底承服できないので、再審査を申し立てる次第である。